

再商品化義務量の算定に係る量、比率等

1. 特定事業者責任比率（A）

< 特定事業者責任比率の算定の考え方 >

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて特定事業者責任比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (1) ①～⑤参照）

< 表 1－1 特定事業者責任比率 >

特定分別基準適合物	特定事業者責任比率 (A)	小規模事業者 分の比率	前年度	
			特定事業者責任比率	小規模事業者 分の比率
ガラスびん（無色）	96%	4%	(96%)	(4%)
ガラスびん（茶色）	84%	16%	(85%)	(15%)
ガラスびん（その他の色）	89%	11%	(91%)	(9%)
PETボトル	100%	0%	(100%)	(0%)
紙製容器包装	99%	1%	(99%)	(1%)
プラスチック製容器包装	99%	1%	(99%)	(1%)